

老発第0502第1号
平成23年5月2日

写

都道府県知事 殿

厚生労働省老健局長

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律
における介護保険関係規定等の施行について

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号。以下「震災特別法」という。）、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成23年政令第131号。以下「震災特別政令」という。）及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する省令（平成23年厚生労働省令第57号。以下「震災特別省令」という。）については、平成23年5月2日に公布及び施行（一部平成23年3月11日より適用）されたところである（別添1から別添3まで参照）。

これらの法令の施行に伴う、介護保険法（平成9年法律第123号）の規定の特例並びに老人福祉及び介護保険に係る特別の財政援助措置等について下記のとおり通知するので、十分御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）を始め、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、これらの措置が東日本大震災の被災者等に遺漏無く適用されるよう、特段の御配意をお願いする。

なお、運用に当たっての詳細等は、別途お示しする。

記

第一 定義（震災特別法第2条関係）

- 1 震災特別法において、「東日本大震災」とは、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害であること（第1項関係）。
- 2 震災特別法において、「特定被災地方公共団体」とは、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県及び長野県並びに東日本大震災による被害を受けた市町村で政令で定めるものであること。この政令で定める市町村は、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二条第二項及び第三

項の市町村を定める政令（平成23年政令第127号）に定められているものであること（第2項関係。別添4参照）。

- 3 震災特別法において、「特定被災区域」とは、東日本大震災に際し、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村のうち政令で定めるもの及びこれに準ずる市町村として政令で定めるものの区域であること。この政令で定める市町村は、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二条第二項及び第三項の市町村を定める政令に定められているものであること（第3項関係。別添4参照）。

第二 社会福祉施設等の災害復旧に関する補助（震災特別法第48条関係）

1 特例の概要

- (1) 市（指定都市及び中核市を除く。）、町村の設置する施設に対する補助

都道府県が、市（指定都市及び中核市を除く。）町村が設置する社会福祉施設等の災害復旧に要する費用につき6分の5を下らない率により補助する場合に、当該補助に要する費用（当該費用が6分の5を超える場合は、その超える部分に要する費用を除く。）の5分の4を国が補助することとすること（第1項関係）。

- (2) 市（指定都市及び中核市を除く。）、町村の介護老人保健施設に対する補助

都道府県が、市（指定都市及び中核市を除く。）町村が設置する介護老人保健施設の災害復旧に要する費用を補助する場合に、当該補助に要する費用（当該費用が2分の1を超える場合は、その超える部分に要する費用を除く。）を国が補助することとすること（第2項関係）。

- (3) 都道府県及び市町村以外の者が設置する施設に対する補助

都道府県又は指定都市若しくは中核市が、都道府県及び市町村以外の者（社会福祉法人等）が設置する社会福祉施設等の災害復旧に要する費用につき6分の5を下らない率により補助する場合に、当該補助に要する費用（当該費用が6分の5を超える場合は、その超える部分に要する費用を除く。）の5分の4を国が補助することとすること（第3項関係）。

- (4) 都道府県及び市町村以外の者が設置する介護老人保健施設に対する補助

都道府県又は指定都市若しくは中核市が、都道府県及び市町村以外の者（社会福祉法人等）が設置する介護老人保健施設の災害復旧に要する費用を補助する場合に、当該補助に要する費用（当該費用が2分の1を超える場合は、その超える部分に要する費用を除く。）を国が補助することとすること（第4項関係）。

- (5) 県又は指定都市若しくは中核市の設置する施設に対する補助

県又は指定都市若しくは中核市に対し、その設置する社会福祉施設等の災害復旧に要する費用の3分の2を国が補助することとしたこと（第5項関係）。

- (6) 県又は指定都市若しくは中核市の設置する介護老人保健施設に対する補助

県又は指定都市若しくは中核市に対し、その設置する介護老人保健施設の災害復旧に要する費用の2分の1を国が補助することとしたこと（第6項関係）。

2 特例の対象範囲

- (1) 1(1)、(3)、(5)が適用される施設又は事業所

① 小規模多機能型居宅介護事業を行う事業所、認知症対応型老人共同生活援助事

業を行う事業所、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設及び老人介護支援センター、軽費老人ホーム

② 地域包括支援センター

(2) 1 (2)、(4)、(6) が適用される施設

介護老人保健施設

(3) 適用される地域

① 都道府県及び市町村が設置する施設については、特定被災地方公共団体の設置するものが対象となること（第1項及び第2項関係）。

② 県及び市町村が設置する施設については、特定被災地方公共団体の設置するものが対象となること（第5項及び第6項関係）。

③ 都道府県及び市町村以外の者が設置する施設については、以下の要件に該当する都道府県又は指定都市若しくは中核市に設置されていたものであること。（震災特別政令第3条第1項）

- 当該都道府県又は指定都市若しくは中核市の区域における各類型の施設又は事業所の数に対する東日本大震災により著しい被害を受けた各類型の施設又は事業所（その復旧に要する費用の額が60万円未満のものを除く。）の数の割合が10分の1以上であること。
- 当該都道府県又は指定都市若しくは中核市の区域における被災施設又は事業所の復旧に要する費用の一施設当たりの平均額が80万円以上であること。

3 その他

養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの災害復旧費については、2とは別に激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）に基づき補助されること。

第三 介護給付及び予防給付に要する費用に係る国の負担等の特例等（震災特別法第89条から第92条まで関係）

一 東日本大震災により甚大な被害を受けた介護保険の保険者及び被保険者に対する特別な財政支援を行うため、以下の事項を規定している。

1 利用者負担免除分に対する国庫補助（震災特別法第89条関係）

① 震災特別法第2条第2項に規定する特定被災地方公共団体である市町村その他東日本大震災による被害の状況その他の事情をしん酌して厚生労働大臣が定める市町村において、東日本大震災による被害を受けた介護保険の被保険者の利用者負担を免除した場合には、免除により給付費が増加した分について、国、都道府県、市町村及び介護納付金の負担の規定（介護保険法第121条第1項等）を適用しないこと（第1項関係）。

※ 上記措置の適用期間は、平成23年3月11日から平成24年2月29日までの間において厚生労働大臣が定める日までの間としている。

② 国は、予算の範囲内において、①の免除による給付費の増加分を補助すること（第2項関係）。

※ 国が①の免除による給付費の増加分の全額を補助する予定としている。

2 介護保険施設等における食費及び居住費等に関する補助（震災特別法第90条関

係)

- ① 市町村は、特例対象期間に、被災介護保険被保険者（介護保険の被保険者であつて、東日本大震災による被害を受けたことにより利用者負担が免除されたものをいう。以下同じ。）が介護保険法第51条の3第1項に規定する特定介護サービスを受けたときは、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額及び同項第2号に規定する居住費の基準費用額の合計額から特定入所者介護サービス費又は特例特定入所者介護サービス費の額を控除した額を支給すること（第1項関係）。

※1 特例対象期間は、平成23年3月11日から平成24年2月29日までの間において厚生労働大臣が定める日までの間としている。

※2 特定入所者介護サービス費又は特例特定入所者介護サービス費が支給されない者については、基準費用額を支給することとする。

- ② 国は、予算の範囲内において、①による支給に要する費用の額に相当する額を補助すること（第2項関係）。

※ 国が①による支給に要する費用の額の全額を補助する予定としている。

- ③ ①による支給は、介護保険法第22条第1項の不正利得の徴収、同法第25条の受給権の保護、同法第26条の租税その他の公課の禁止、同法第51条の3第4項及び第5項の代理受領、同条第7項の審査支払い、同条第9項の厚生労働省令への委任規定を準用すること（第3項関係）。

3 特定介護予防サービス事業者における食費及び滞在費に関する補助（震災特別法第91条関係）

- ① 市町村は、特例対象期間に、被災介護保険被保険者が介護保険法第61条の3第1項に規定する特定介護予防サービスを受けたときは、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額及び同項第2号に規定する滞在費の基準費用額の合計額から特定入所者介護予防サービス費又は特例特定入所者介護予防サービス費の額を控除した額を支給すること（第1項関係）。

※ 特定入所者介護予防サービス費又は特例特定入所者介護予防サービス費が支給されない者については、基準費用額を支給することとする。

- ② 国は、予算の範囲内において、①による支給に要する費用の額に相当する額を補助すること（第2項関係）。

※ 国が①による支給に要する費用の額の全額を補助する予定としている。

- ③ ①による支給は、介護保険法第22条第1項の不正利得の徴収、同法第25条の受給権の保護、同法第26条の租税その他の公課の禁止、同法第61条の3第4項及び第5項の代理受領、同条第7項の審査支払い、同条第9項の厚生労働省令への委任規定を準用すること（第3項関係）。

4 特定介護老人福祉施設における食費及び居住費に関する補助（震災特別法第92条関係）

- ① 市町村は、特例対象期間に、介護保険法施行法（平成9年法律第124号）第13条第3項に規定する旧措置入所者が介護保険法第8条第20項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び同法第48条第1項第1号に規定する指定介護福祉施設サービスを受けた場合であつて、東日本大震災による被害を受けたことによりこれらのサービスに必要な費用の負担をすることが困難である

ると認めたとき（※）は、介護保険法施行法第13条第5項第1号に規定する食費の特定基準費用額及び同項第2号に規定する居住費の特定基準費用額の合計額から特定入所者介護サービス費の額を控除した額を支給すること（第1項関係）。

※ 上記の支給に当たっては、東日本大震災による被害を受けたことにより利用者負担が免除された場合を想定している。

② 国は、予算の範囲内において、①による支給に要する費用の額に相当する額を補助すること（第2項関係）。

※ 国が①による支給に要する費用の額の全額を補助する予定としている。

③ ①による支給は、介護保険法第22条第1項の不正利得の徴収、同法第25条の受給権の保護、同法第26条の租税その他の公課の禁止、同法第51条の3第4項及び第5項の代理受領、同条第7項の審査支払い、同法第9項の厚生労働省令への委任規定を準用すること（第3項関係）。

二 震災特別政令の内容

第三の一の2の③、3の③及び4の③の介護保険法の規定について、必要な技術的読み替えを行っている（震災特別政令第8条から第10条まで関係）。

三 震災特別省令の内容

1 特別調整交付金の額の特例（震災特別省令第29条関係）

第三の一の1の②により補助を受けた市町村については、その補助額に相当する額について特別調整交付金を交付しないこととするため、介護保険の調整交付金の交付額に関する省令（平成12年厚生省令第26号）第7条に基づく特別調整交付金の額の算定に当たり、以下の額を控除すること。

- ① 同条第一号の災害等により減免の措置を探った保険料の額から東日本大震災の被災者に対して行った保険料の減免分に係る国の補助金の額
- ② 同条第二号の災害等による介護保険法第50条又は第60条の規定の適用により生じた介護給付及び予防給付に要した費用の額から東日本大震災の被災者に対して行った利用者負担の免除分に係る国の補助金の額

2 介護保険施設等における食費及び居住費等に関する補助等に関する申請等（震災特別省令第30条から第32条まで関係）

（1）介護保険施設等における食費及び居住費等に関する補助に関する申請等

- ① 第三の一の2の①による支給を受けようとする被災介護保険被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出すること（第1項関係）。

ア 被災介護保険被保険者に該当する旨

イ 氏名、性別、生年月日及び住所

ウ 介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設（以下「介護保険施設等」という。）に入所中の場合は、入所中の施設名及び入所した日

エ 被保険者番号

- ② 申請書には、被災介護保険被保険者に該当する旨及び介護保険施設等に入所した年月日を証明する書類並びに特定入所者介護サービス費の認定証（交付を受けている場合に限る。）を添付すること。ただし、これらにより明らかにす

べき事実を確認できる場合には、書類等の添付を省略することができるものとすること（第2項関係）。

- (3) 市町村は、申請の要件を満たしている被災介護保険被保険者に対して、認定証を交付すること。（第3項関係）
 - (4) 認定証の交付を受けた者は、被災介護保険被保険者に該当しなくなった等の場合において、当該認定証を市町村に返還しなければならないこと（第4項関係）。
 - (5) 介護保険法施行規則第28条の検認又は更新の規定は、認定証について準用すること（第5項関係）。
 - (6) 被災介護保険被保険者は、認定証を喪失等した際には、市町村に申請書を提出し、その再交付を受けること。なお、認定証を破り、又は汚した場合の再交付の申請に当たっては、申請書に認定証を添付すること。また、認定証の再交付を受けた後、失った認定証を発見したときは、発見した認定証を市町村に返還すること（第6項から第8項まで関係）。
 - (7) 被災介護保険被保険者は、特定介護サービスを受けようとするときは、提示する被保険者証に認定証を添えること（第9項関係）。
- (2) 特定介護予防サービス事業者における食費及び滞在費に関する補助並びに特定介護老人福祉施設における食費及び居住費に関する補助に関する申請等
第三の一の3の①及び第三の一の4の①による支給に関し、(1)を準用すること。

市町村におかれでは、認定証の交付が見込まれる被災介護保険被保険者に対する申請書の提出を促進するとともに、上記三の2(1)②の規定を踏まえ、申請者の負担が軽減されるよう、柔軟な対応を講じる等の特段の配慮をお願いする。

第四 施行期日

いずれも公布の日から施行する。

ただし、第三の一の2から4まで及び第三の二については平成23年3月11日から適用する。

平成23年5月2日 月曜日

官 報

(号外特第36号)

6

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成二十三年五月一日

内閣総理大臣 菅 直人

法律第四十号

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律 (サ)

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 特別の災害復旧事業についての補助（第三条）
- 第三章 内閣府関係（第四条・第五条）
- 第四章 総務省関係（第六条・第十四条）
- 第五章 財務省関係（第五十五条・第三十七条规定）
- 第六章 文部科学省関係（第三十八条・第四十三条）
- 第七章 厚生労働省関係（第四十四条・第五十五条）
- 第八章 農林水産省関係（第五十六条・第一百一十七条）
- 第九章 経済産業省関係（第五十二条・第八条・第一百三十四条）
- 第十章 国土交通省関係（第五十三条・第一百三十八条）
- 第十一章 環境省関係（第五十二条・第一百四十二条）
- 第十二章 防衛省関係（第五十二条・第一百四十二条）
- 第十三章 雜則（第五百四十三条）

附則

第一章 総則

(趣意)

第一条 この法律は、東日本大震災に対処するため、地方公共団体等に対する特別の財政援助及び社会保険の加入者等についての負担の軽減、農林漁業者、中小企業者等に対する金融上の支援等の特別の助成に関する措置について定めるものとする。

(定義)

- 1 この法律において「東日本大震災」とは、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。
- 2 この法律において「特定被災地方公共団体」とは、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、
- 3 この法律において「特定被災区域」とは、東日本大震災に際し災害救助法（昭和二十二年法律第二百八十九号）が適用された市町村のうち政令で定めるもの及びこれに準ずる市町村として政令で定めるものの区域をいう。
- 4 第二章 特別の災害復旧事業についての補助
- 5 第三条 国は、特定被災地方公共団体又は特定被災地方公共団体が加入する地方自治法（昭和二十二年法律第二百八十九号）第一項に規定する一部事務組合若しくは広域連合に対し、東日本大震災による被害を受けた次に掲げる施設の災害復旧事業について、その事業費の一部を、予算の範囲内において、補助する。

第一項の規定により標準給与が改定された私学共済加入者であつて、東日本大震災による被害を受けたことにより準用国共済法第七十一条に規定する災害見舞金（平成二十四年一月二十九日まで）の間に給付事由が生じたものに限る。支給を受ける者について同条の規定を適用する場合においては、同条中「標準給与」とあるのは、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第三十八条第一項の規定による改定前の標準給与（同条第二項の規定による改定が行われた場合には、同条第一項の規定による改定前の標準給与と同条第一項の規定による改定後の標準給与のいずれか高い標準給与）」とする。

（国共済法の退職共済年金の決定の特別に関する規定の準用）

第三十九条 第二十六条第一項の規定は、事業団が準用国共済法第四十一条第一項の規定により行う準用国共済法第七十六条の規定による退職共済年金を受ける権利に係る決定について準用する。

（国共済法の入院時食事療養費の額の特例等に関する規定の準用）

第四十条 第二十七条から第三十条までの規定は事業団が準用国共済法第五十五条の三第一項、第五十五条の四第一項、第五十五条の五第一項並びに第五十六条第一項及び第一項の規定により被災私学共済加入者（私学共済法の規定による私立立学校教職員共済制度の加入者（準用国共済法第五十九条第一項の規定の適用を受ける者を含む。））であつて、東日本大震災による被害を受けたことにより

療養の給付について準用国共済法第五十五条の二第一項第一号の指標が採られた被災を受けたことにより、以下この条において同じ。）が受けた療養について当該被災私学共済加入者に対する支給する入院時食事療養費の額、入院時併用療養費の額及び療養費の額について、第三十条の規定は事業団が準用国共済法第五十七条第二項第一項の規定並びに同条第七項において準用する国

家公務員共済組合法第五十六条第一項及び第二項の規定により被災私学共済被扶養者（私学共済法の規定による私立立学校教職員共済制度の加入者（準用国共済法第五十九条第一項の規定の適用を受ける者を含む。））であつて、東日本大震災による被害を受けたことにより準用国共済法第五十七条第二項第一項の規定並びに同条第七項において準用する国

（適用）

第二項の規定により掛け金を免除された学校法人等は、平成二十四年一月までの間に、当該学校法人等が同項第一号に該当しなくなるに至った日において、当該学校法人等が同号に該当しなくなるに至った月の前月（その月が平成二十四年三月以後であるときは、同年三月までの各月に納付すべき掛け金（第一号に規定する学校等に勤務する私学共済加入者が負担すべき掛け金及び当該私学共済加入者を使用する学校法人等が負担すべき当該私学共済加入者に係る掛け金に限る。）を免除することができる。

二 東日本大震災による被害を受けたことにより、前号に規定する学校等に勤務する私学共済加入者に対する給付の支払に著しい支障が生じていること。

二 前項の規定により掛け金を免除された学校法人等は、平成二十四年一月までの間に、当該学校法人等が同項第一号に該当しなくなるに至った日において、当該学校法人等に届け出なければならない。

（適用）

第四十三条 第二十八条及び前条の規定は平成二十三年三月一日から、第四十条の規定は同月十一日から適用する。

第七章 国土防衛省関係

（保健所の災害復旧に関する補助）

第四十四条 国は、特定被災地方公共団体である県、指定都市（地方自治法第一百五十二条の十九第一条の二十一（第一項の中核市をいう。））に對し、東日本大震災により著しい被災を受けたその設置する火葬場（墓地、埋葬等に関する法律（昭和二十三年法律第四十八号）第一条第七項に規定する火葬場をいう。）の災害復旧に要する費用について、予算の範囲内において、その三分の一を補助する。

三分の一を補助する。

（火葬場の災害復旧に関する補助）

第四十五条 国は、特定被災地方公共団体である市町村又は当該市町村が加入する一部事務組合（地方自治法第一百八十四条规定第一項に規定する一部事務組合をいう。）に對し、東日本大震災により著しい被災を受けたその設置する火葬場（墓地、埋葬等に関する法律（昭和二十三年法律第四十八号）第一条第七項に規定する火葬場をいう。）の災害復旧に要する費用について、予算の範囲内において、その三分の一を補助する。

三分の一を補助する。

（医療機関の災害復旧に関する補助）

第四十六条 国は、次項各号に掲げる医療機関の開設者に對し、東日本大震災により著しい被災を受けたその開設する医療機関の災害復旧に要する費用（同項第一号に掲げる医療機関にあつては、政令で定める施設の災害復旧に要する費用）について、他の法令の規定にかかわらず、予算の範囲内において、その一部を補助する。

第四十七条 各号に定める割合とする。

一 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十一条に規定する公的医療機関 三分の一

二 その他政令で定める医療機関 二分の一

（と畜場の災害復旧に関する補助）

第四十八条 国は、都道府県が、次に掲げる施設又は事業所の災害復旧に要する費用につき六分の五を超える率による補助をする場合には、その超える部分の補助する費用（当該都道府県が六分の五を超える率による補助に要する費用）の五分の四を補助する。

一 老人福祉法（昭和三十八年法律第二百三十三号）第五条の二第五項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行つ事業所、同法第六項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行つ事業所、同法第十五条规定第一項の規定により設置された老人デイサービスセンター、老人短期入所施設及び老人介護支援センター、同法第五項の規定により設置された軽費老人ホーム並びに介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第一百五十五条の四十五第二項の規定により設置された地域包括支援センター

二 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百一十三号）第七十九条第一項の規定により市町村が設置した障害福祉サービス（同法第五条第五項に規定する療養介護、同法第七項に規定する児童デイサービス、同法第八項に規定する共同生活援助に限る。）の事業の用に供する施設

三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条第一項第七号の授産施設

2 国は、都道府県が、介護保険法第八条第二十五項に規定する介護老人保健施設（以下この条において「東日本大震災により苦しみ、被害を受けたもの」を設置し

6
国は、特定被災地方公共団体である県又は指定都市若しくは中核市に於し、その設置する人間施設であつて東日本大震災により善い被害を受けたもの災害復旧に要する費用について、予算の範囲内において、その二分の一を補助する。

て予算の範囲内において、その一分の

2 国は、都道府県が、介護保険法第八条第一十五項に規定する介護老人保健施設（以下この条において「介護老人保健施設」という）であつて東日本大震災により著しい被害を受けたもの設置した特定被災地方公共団体である市町村（指定都市及び中核市を除く。）の当該介護老人保健施設の災害復旧に要する費用につき補助する場合には、当該都道府県に対し、予算の範囲内において、当該補助に要する費用（当該都道府県が「一分の一」を超える率による補助をする場合には、その超える部分の補助に要する費用を除いた費用）を補助する。

3 国は、都道府県又は指定都市若しくは中核市が、その区域（都道府県にあつては、当該都道府県の区域内にある指定都市の区域及び中核市の区域を除く。）内に設置されている次に掲げる施設又は

事業所であつて東日本大震災により苦しい被害を受けたものを設置した都道府県及び市町村以外の者の当該施設又は事業所の災害復旧による費用につき六分の五を算する範囲には、政令で定めるところにより、当該都道府県又は指定都市若しくは中核市に対し、予算する範囲内において、当該補助を要する費用（当該都道府県又は指定都市若しくは中核市が六分の五を超える額による補助をする場合には、その超える部分の補助を要する費用を除いた費用）の五分の四を補助する。

り設置された老人デイサービスセンター、老人短期入所施設及び老人介護支援センター、同様第五項の規定により設置された軽費老人ホーム並びに介護保険法第二百五十五条の四十五第三項の規定により設置された地域包括支援センター

法第五条第五項に規定する療養介護、同条第六項に規定する生活介護、同条第七項に規定する児童デイサービス、同条第八項に規定する短期入所、同条第十項に規定する共同生活介護、同条第十三項に規定する自立訓練、同条第十四項に規定する就労移行支援、同条第十五項に規定する就

四 労働就業支援又は同条第十六項に規定する共同生活援助に限る)の事業の用に供する施設
社会福祉法第一條第一項第七号の授産施設
国は都道府県又は指定都市若しくは中核市が、その区域(都道府県にあっては、当該都道府県

の区域内にある指定都市の区域及び中核市の区域を除く。)内に設置されていける介護老人保健施設であつて東日本大震災により著しい被害を受けたものを設置した都道府県及び市町村以外の者の当該介護老人保健施設の災害復旧に要する費用につき補助する場合には、政令で定めるところにより

当該都道府県又は指定都市若しくは中核市に対し、予算の範囲内にあって、当該都道府県に属する費用（超える部の都道府県又は指定都市若しくは中核市が「一」を超える率による補助をする場合には、その該する部の都道府県又は指定都市若しくは中核市が「二」を補助する。）
（超える部の都道府県又は指定都市若しくは中核市が「一」を超える率による補助をする場合には、そ
の該する部の都道府県又は指定都市若しくは中核市を対し、その設置する次に掲
けた

げる施設又は事業所であつて東日本大震災により著しい被害を受けたものの災害復旧に要する費用について、予算の範囲内において、その三分の一を補助する。

項目に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う事業所、同法第十五條の規定により設置された老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、軽費老人ホーム及び老人介護支援センター並びに介護保険法第二百一十五条の四十五第二項の規定により設置された地域包括支援センター。

二 障害者自立支援法第七十九条第一項の規定により特定被扶助地方公共団体である厚生省を指定する者市町村が設置した障害福祉サービス（同法第五条第五項に規定する就業介護、同条第七項に規定する児童デイサービス、同条第八項に規定する短期入所、同条第十項に規定する共同生活介護又は同条第十一項に規定する共同生活援助に限る。）の事業の用に供する施設

6 国は、特定被災地方公共団体である県又は指定都市若しくは中核市に於し、その設置する人保健施設であつて東日本大震災により著しい被害を受けたものの災害復旧に要する費用について、予算の範囲内において、その二分の一を補助する。

(健康保険の標準報酬月額の改定の特例)

第四十九条 健康保険者等(全国健康保険協会(第六十一条から第六十五条までにおいて「協会」という。)が管掌する健康保険にあつては厚生労働大臣、健康保険組合が管掌する健康保険にあつては当該健康保険組合をいふ。次項及び第五十七条において同じ。)は、平成二十三年三月一日において特定被災区域に所在していた適用事業所(健康保険法(大正十一年法律第七十号)第三条第三項に規定する適用事業所をいふ。以下この項及び第五十七条において同じ。)の事業が東日本大震災による被害を受けたことにより、当該適用事業所に使用される健康保険の被保険者(同法第三条第二項に規定する日雇特別被保険者(次条第五十四条から第五十六条まで及び第五十八条において「日雇特別被保険者」といふ。)、同法第三条第四項に規定する任意継続被保険者及び同法附則第三条第一項に規定する特別退職被保険者を除く。以下この条において同じ。)の同月から平成二十四年一月までのいずれかの月に受けた報酬(同法第三条第五項に規定する報酬をいふ。以下この条及び第五十七条において同じ。)の額が、その者のその月の健康保険の標準報酬月額の基礎となつた報酬月額に比べて、著しく低下した場合において、必要があると認めるときは、その月に受けた報酬の額を報酬月額として、その著しく低下した月から、健康保険の標準報酬月額を改定することができる。

2 健康保険者等は、前項の規定により健康保険の標準報酬月額が改定された健康保険の被保険者の者のその月の健康保険の標準報酬月額の基礎となつた報酬月額に比べて、著しく上昇した場合において、必要があると認めるときは、その月に受けた報酬の額を報酬月額として、その著しく上昇した月から、健康保険の標準報酬月額を改定することができる。

3 健康保険法第四十三条第一項の規定は、前一項の規定により改定された健康保険の標準報酬月額につれて準用する。

平成二十四年二月一十九日までの間ににおいて特定被災区域における災害救助法第一条に規定する救助の実施状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める日までの間（第八十七条において「国庫負担特別適用期間」という。）に児童福祉法第二十四条の五の規定が適用される場合であつて、同条の規定により読み替えられた同法第二十四条の二第一項の当該都道府県等が定めた割合が百分百であるとき（以下「当該施設給付決定保険者による費用の額」という。）ににおいては、同法第五十三条の規定により当該施設給付決定保険者に係る障害児施設給付決定保険者の負担する費用の額と同様の適用がないとしたならば、当該施設給付決定保険者に係る障害児施設給付決定保険者に係る費用の額に相当する額とする。

2 前項の場合において、国は、都道府県等に対し、予算の範囲内において、児童福祉法第二十四条の五の規定が適用された施設給付決定保険者に係る障害児施設給付決定保険者に係る費用の額から同条の規定の適用がないとしたならば、当該施設給付決定保険者に係る費用の額に相当する額とする。

（指定知的障害児施設等における食費及び居住費に関する補助）

第八十六条 都道府県等は、特例対象期間に当該都道府県等の被災施設給付決定保険者（施設給付決定保険者であつて、日本大震災による被害を受けたことにより障害児施設給付費の支給について児童福祉法第二十四条の五の規定が適用されたもの（同条の規定により読み替えられた同法第二十四条の二第一項の当該都道府県等が定めた割合が百分百であるものに限る。）をいう。以下この項において同じ。）に係る障害児が、同法第二十四条の二第一項に規定する指定知的障害児施設等（以下この項において「指定知的障害児施設等」という。）に入所し、当該指定知的障害児施設等から同条第一項に規定する指定施設支援を受けたときは、当該被災施設給付決定保険者に対し、当該指定施設支援を行つ指定知的障害児施設等における食事の提供に要した費用及び居住に要する平均的な費用について、指定知的障害児施設等における食事の提供及び居住に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額から当該被災施設給付決定保険者に対する同法第二十四条の七第一項に規定する特定入所障害児食費等給付費の額（当該特定入所障害児食費等給付費が支給されない場合には、零とする。）を控除した額を支給する。

国は、都道府県等に対し、予算の範囲内において、前項の規定による支給に要する費用の額に相当する額を補助する。

（児童福祉法第二十四条の三第八項から第十項まで、第二十四条の八、第五十七条の二第一項及び第九条第一項の規定は、第一項の規定による支給について適用する。この場合において、必要な技術的調査等は、政令で定める。）

（介護給付費等の支給に要する費用に係る国の負担等の特例）

第八十七条 東日本大震災による被害を受けた支給決定障害者等（障害者自立支援法第五条第十七項第二号に規定する支給決定障害者等をいう。以下この条及び次条において同じ。）が受ける同法第十九条第一項に規定する介護給付費等（以下「介護給付費等」という。）の支給について同法第三十一条の規定が適用される場合（特定被災地方公共団体（市町村に限る。その他東日本大震災による被害の状況その他の事情をしん酌して厚生労働大臣が定める市町村（特別区を含む。）において、国庫負担特別適用期間に同条の規定が適用される場合であつて、同条の規定により読み替えられた同法第十九条第三項の当該市町村が定めた割合が百分百の支給であるときに限る。）においては、同法第二十四条第一項及び第九十五条第一項の規定により当該支給決定障害者等に係る介護給付費等の支給に要する費用に対して国及び都道府県が負担する額は、同法第三十一条の規定の適用がないとしたならば国及び都道府県が負担することとなる額に相当する額とする。

前項の場合において、国は、市町村に対し、予算の範囲内において、障害者自立支援法第二十二条の規定が適用された支給決定障害者等に係る介護給付費等の額から同条の規定の適用がないとしたならば当該支給決定障害者等に係る介護給付費等の額を控除した額を補助する。

（指定障害者支援施設等における食費及び居住費に関する補助）

第八十八条 市町村は、特例対象期間に当該市町村の被災火災統決定障害者等（又は決定保険者等であつて、東日本大震災による被害を受けたことにより介護給付費等の支給について障害者自立支援法第二十三条の規定が適用されたもの（同条の規定により読み替えられた同法第二十九条第三項の当該

市町村が定めた割合が百分の百であるものに限る。」のうち、「同法第三十四条第一項に規定する特定入所サービスに係る支給決定を受けたものに限る。(以下この項において同じ。)が、同法第五条第十一項に規定する施設入所支援を受けたときは、当該被災支給決定障害者等に対し、当該施設入所支援を行う同法第三十四条第一項に規定する指定障害者支援施設等における食事の提供に要した費用及び居住に要した費用について、当該指定障害者支援施設等における食事の提供及び居住に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額から当該被災支給決定障害者等に対し支給する同項に規定する特定障害者特別給付費の額(当該特定障害者特別給付費が支給されない場合には、零とする。)及び同法第三十五条第一項に規定する特例特定障害者特別給付費の額(当該特例特定障害者特別給付費が支給されない場合には、零とする。)を控除した額を支給する。

3 国は、市町村に対し、予算の範囲内において、前項の規定による支給に要する費用の額に相当する額を補助する。

4 障害者自立支援法第八条第一項、第十二条、第十四条並びに第二十九条第五項から第七項まで及び第九項の規定は、第一項の規定による支給について適用する。この場合において、必要な技術的手段によつて文書で定める。

〔介護給付及び予防給付に要する費用に係る額の負担等の特例〕

第八十九条 東日本大震災による被害を受けた介護保険の被保険者が受ける介護給付（介護保険法第十八条第一号に規定する介護給付をいう。以下この条及び次条において同じ。）又は予防給付（同法第十八条第二号に規定する予防給付をいう。以下この条及び次条において同じ。）について同法第五十条又は第六十条の規定が適用される場合（特定被災地公共団体（市町村に限る。）その他東日本大震災による被害の状況その他の事情をしん酌して厚生労働大臣が定める市町村（特別区を含む。以下この条から第五十九二一条までにおいて同じ。）において、平成二十三年三月十一日から平成二十四年三月十九日までの間ににおいて特定被災区域における災害救助法第二条に規定する救助の実施状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める日までの間に介護保険法第五十条又は第六十条の規定が適用される場合であつて、これらの規定により読み替えられた同法第五十条各号に定める規定は同法第六十条各号に定める規定により当該市町村が定めた割合が百分の百であるときに限る。）においては、同法第二百二十二条第一項、第二百二十二条第二項、第二百二十三条第一項、第二百二十三条第二項、第二百二十五条第一項に規定する介護給付及び予防給付に要する費用の額は、同法第五十条又は第六十条の規定の適用がないとしたならば介護給付及び予防給付に要することとなる費用の額（次項において「免除前給付費用額」という。）に相当する額とする。

2 前項の場合において、國は、市町村に対し、予算の範囲内において、当該介護保険の被保険者に係る介護給付及び予防給付に要する費用の額から免除前給付費用額を控除した額を補助する。
（介護保険施設等における食費及び居住費等に関する補助）
第九十条 市町村は特例対象期間に当該市町村の被災介護保険被保険者（介護保険の被保険者であつて、東日本大震災による被害を受けたことにより介護給付又は予防給付について介護保険法第五十五条又は第六十六条の規定が適用される（これらにより読み替えられた同法第五十条各号に定める規定又は同法第六十条各号に定める規定により当該市町村が定めた割合が百分の百であるを除く。）をいう。以下この条及び次条において同じ。）が、同法第五十一条の三第一項に規定する特定介護サービスを受けたときは、当該被災介護保険被保険者に対し、当該特定介護サービスを従う同法第八条第一十二項に規定する介護保険施設（同法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者又は同法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービス事業者における食費の提供に要した費用及び居住又は滞在に要した費用について、同法第五十一条の三第二項第一号に規定する食費の基準費用額及び同項第二号に規定する居住費の基準費用額の合計額から当該被災介護保険被保険者に対し同条第一項の規定により支給する特定入所者介護サービス費の額（当該特定入所者介護サービス費が支給されない場合には、零とする。）又は同法第五十二条の四第一項の規定により支給する特別特定入所者介護サービス費の額（当該特別特定入所者介護サービス費が支給されない場合には、零とする。）を控除した額を支給する。

- 2 國は、市町村に対し、予算の範囲内において、前項の規定による支給に要する費用の額に相当する額を補助する。
- 3 介護保険法第二十二条第一項、第二十五条、第二十六条並びに第五十一条の三第四項、第五項、第七項及び第九項の規定は、第一項の規定による支給について準用する。この場合において、必要な技術的調査は、政令で定める。
- (特定介護予防サービス事業者における食費及び滞在費に関する補助)
- 4 第九十二条 市町村は、特例対象期間に当該市町村の被災介護保険被保険者が、介護保険法第六十一条第三項に規定する特定介護予防サービスを受けたときは、当該被災介護保険被保険者に対し、当該特定介護予防サービスを行う同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者における食事の提供に要した費用及び滞在に要した費用について、同法第六十一条の三第二項第一号に規定する食費の基準費用額及び同項第二号に規定する滞在費の基準費用額の合計額から当該被災介護保険被保険者に対する支給に要する費用を減じて、その額を支給する。
- (特定介護老人福祉施設における食費及び居住費に関する補助)
- 5 第九十二条 市町村は、特例対象期間に当該市町村の介護保険法施行法(平成九年法律第百一十四号)第十三条第三項に規定する要介護高齢者者が、同項に規定する特定介護老人福祉施設において介護保険法第八条第二十項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護又は同法第四十八条第一項に規定する指定介護福祉施設サービスを受けた場合であつて、東日本大震災による被害を受けたことによりこれらのサービスに必要な費用を負担することが困難であると認めたときは、当該要介護高齢者に対する支給に要した費用及び居住に要した費用について、介護保険法施行法第十三条第五項第一号に規定する食費の特定費用額及び同項第一号に規定する居住費の特定基準費用額の合計額から当該要介護高齢者に対する支給に要した費用を減じて、その額を支給する。
- (被災病者被災者等援助法の改正に係る援護に関する規定の適用の特例)
- 6 第九十三条 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害により行方不明となつた者の生死が三月間分からない場合又はその者の死亡が三月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期が分からない場合には、被災病者被災者等援護法(昭和二十七年法律第二百一十七号)第七項及び第九項の規定は、第一項の規定による支給について準用する。この場合において、必要な技術的調査は、政令で定める。
- (被傷病者被災者等援助法の改正に係る援護に関する規定の適用の特例)
- 7 第九十四条 厚生労働大臣は、平成二十三年三月十一日において特定被災区域に所在した厚生年金保険の適用事業所に住む者は、被災病者被災者等援護法(昭和二十七年法律第二百一十七号)第六条第一項第三号に規定する船舶所有者(次条第一項第一号において單に「船舶所有者」といふ)に係る同法第六条第一項第三号に規定する船舶を含む)の事業が東日本大震災による被害を受けたことにより、当該適用事業所に使用される厚生年金保険の被保険者の同月から平成二十四年一月までのいずれかの月に受けた報酬(同法第三条第二

- 1 一項第二号に規定する報酬をいう。以下この条及び次条において同じ)の額が、その者のその月の厚生年金保険の標準報酬月額の基礎となつた報酬月額に比べて、著しく低下した場合において、必要があると認めるときは、その月に受けた報酬の額を報酬月額として、その著しく低下した月から、厚生年金保険の標準報酬月額を改定することができる。
- 2 厚生労働大臣は、前項の規定により厚生年金保険の標準報酬月額が改定された厚生年金保険の被保険者の当該改定が行われた月の翌月から平成二十四年一月までのいずれかの月に受けた報酬の額を報酬月額として、その場合において、必要があると認めるときは、その月に受けた報酬の額を報酬月額として、その著しく上昇した場合において、必要があると認めるときは、その月に受けた報酬の額を報酬月額として、その著しく上昇した月から、厚生年金保険の標準報酬月額を改定することができる。
- 3 厚生年金保険法第二十三条第二項の規定は、前項の規定により改定された厚生年金保険の標準報酬月額について準用する。
- 4 前三项の規定は、厚生年金保険法第四十六条第一項の標準報酬月額に相当する額を算定する場合に準用する。この場合において、第一項中「厚生年金保険の被保険者」とあるのは、「同法第二十七条に規定する七十歳以上の使用される者(次項において「七十歳以上の使用される者」という。)」と、第一項中「厚生年金保険の被保険者」とあるのは、「七十歳以上の使用される者」と読み替えるものとする。
- (厚生年金保険の保険料の免除の特例)
- 5 第九十五条 厚生労働大臣は、次の各号のいずれにも該当する厚生年金保険の適用事業所の事業主から申請があつた場合において、必要があると認めるときは、厚生年金保険法第八十一条第一項の規定にかかるわらず、当該適用事業所が第一号に該当するに至つた月から当該適用事業所が同号に該当しなくなるに至つた月の前月(その月が平成二十四年三月以後であるときは、同年二月)までの期間に納付すべき厚生年金保険の保険料(同項の規定により厚生年金保険の被保険者及び当該被保険者を使用する事業主が負担すべき保険料をいう。)の額を免除することができる。
- 6 一 平成二十三年三月十一日において特定被災区域に所在していたこと(当該適用事業所が船舶であるときは、船舶所有者が同日において特定被災区域に住所又は主たる事務所若しくは仮住所を有したこと)。
- 7 二 当該適用事業所の事業が東日本大震災による被害を受けたことにより、当該適用事業所に使用される厚生年金保険の被保険者に対する報酬の支払に著しい支障が生じていること。
- 8 一 前項の規定により厚生年金保険の保険料の額を免除された厚生年金保険の適用事業所の事業主は、平成二十四年二月までの間ににおいて、当該適用事業所が同項第一号に該当しなくなるに至つたときは、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 9 二 第一項の規定により厚生年金保険の保険料の額を免除された厚生年金保険の被保険者が厚生年金基金(以下この項において「基金」という。)の加入員である場合には、掛金(厚生年金保険法第一百三十八条第一項に規定する掛金をいう。以下この項において同じ。)又は微取金(同法第四十条第一項の規定による微取金をいう。以下この項において同じ。)の額の免除及び当該掛金又は微取金の額を免除した基金の加入員の費用の負担に關し必要な事項については、同法の規定にかわらず、政令で特別の定めをすることができる。
- (老齢厚生年金の裁定の特例)
- 10 第九十六条 厚生労働大臣は、平成二十三年三月一日から第一号に規定する厚生労働大臣が定める区域内における災害の復旧の状況を勘案して厚生労働大臣が定める日までの間に六十五歳に達する者であつて次の各号のいずれにも該当するものに係る厚生年金保険法第四十二条の規定による老齢厚生年金を受ける権利について、その権利を有する者の同法第二十三条の請求がない場合であつても、必要があると認めるときは、同条の規定を行なうことができる。
- 11 特定被災区域のうち交通、郵便その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める区域に住所を有するところ。
- 12 平成二十三年三月十一日前に厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金その他の政令で定める給付を受ける権利に係る裁定を受けたこと。

(厚生年金保険法の死亡)に係る給付の支給に関する規定の適用の特例)

第九十七条 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害により行方不明となつた者の生死が三月間分からない場合又はその者の死が三月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期が分からぬ場合には、厚生年金保険法の死亡に係る給付の支給に関する規定の適用について、同日に、その者は、死亡したものと推定する。

(老齢基礎年金の裁定の特例)

第九十八条 厚生労働大臣は、平成二十三年三月一日から第六十六条に規定する厚生労働大臣が定める日までの間に六十五歳に達する者であつて次の各号のいずれにも該当するものに係る国民年金法(昭和三十四年法律第四百四十一号)第二十六条の規定による老齢基礎年金を受ける権利については、その権利を有する者の同法第六十六条の請求がない場合であつても、必要があると認めるときは、同条の裁定を行うことができる。

一 第六十六条第一号に規定する厚生労働大臣が定める区域に住所を有すること。

二 平成二十三年三月十一日前に厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金その他の政令で定める給付を受ける権利に係る裁定を受けたこと。

(国民年金法の死亡)に係る給付の支給に関する規定の適用の特例)

第九十九条 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害により行方不明となつた者の生死が三月間分からない場合又はその者の死が三月以内に明らかとなり、かつ、その死の時期が分からぬ場合には、国民年金法の死亡に係る給付の支給に関する規定の適用については、同日に、その者は、死亡したものと推定する。

(確定給付企業年金法の過疎給付金の支給に関する規定の適用の特例)

第一百条 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害により行方不明となつた者の死が三月以内に明らかとなり、かつ、その死の時期が分からぬ場合には、確定給付企業年金法(平成十三年法律第五十号)の過疎給付金の支給に関する規定の適用については、同日に、その者は、死亡したものと推定する。

(確定拠出年金法の死亡) 時金の支給に関する規定の適用の特例)

第一百一条 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害により行方不明となつた者の死が三月以内に明らかとなり、かつ、その死の時期が分からぬ場合には、確定拠出年金法(平成十三年法律第八十八号)の死(一時金の支給に関する規定の適用については、同日に、その者は、死亡したものと推定する。

(平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律により適用される児童手当法の拠出金の免除の特例)

第一百二条 平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律(平成二十二年法律第十九号)

第二十条第一項の規定により適用される児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第二十条第一項に規定する一般事業主のうち次の各号に掲げる者については、同条第一項の規定にかかるは、当該各号に定める期間に納付すべき同条第一項に規定する拠出金の額(第二号に掲げる者にあっては、第四十二条第一項第一号に規定する学校等に勤務する私学共済加入者の標準給与及び標準賞与に係る拠出金の額とする)を免除するものとする。

一 第九十五条第一項の規定により厚生年金保険の保険料の額を免除された厚生年金保険の適用事業所の事業主、同項第一号に該当するに至った月から同年に該当しなくなるに至った月の前月(その月が平成二十二年十一月以後であるときは、同年十月)まで

二 第四十二条第一項の規定により掛金を免除された学校法人等、同項第一号に該当するに至った月から同年に該当しなくなるに至った月の前月(その月が平成二十三年十一月以後であるときは、同年十月)まで

(災害年金の支給等に関する法律の特別)

第三条 災害年金の支給等に関する法律(昭和四十八年法律第八十二号)第十一条第一項の災害援護資金であつて、東日本大震災により著しい被害を受けた者で政令で定めるものが東日本大震災の後政令で定める日までに貸付けを受けるものについての同条第三項及び第四項並びに同法第十三条第一項の規定の適用については、同法第十条第三項中「十年」とあるのは、「十三年」と、同条第四項中「年三ペーセント」とあるのは「年一・五ペーセント」(政令で定めるところにより保証人を立てる場合にあつては、年零八・ゼント)と、同法第十三条第一項中「受けたため」とあるのは「受けたことその他の政令で定める事由により」とする。

2 前項の資金に係る都道府県が行う災害弔慰金の支給等に関する法律第十一条第一項の貸付け及び国が行う同法第十二条第一項の貸付けについての同法第十二条第二項及び第十二条第二項の規定の適用については、同法第十二条第一項中「十一年」と、同法第十二条第一項中「十一年」とあるのは、「十五年」と、「十一年」とあるのは、「十四年」とする。

3 (日本年金機構等への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任)

第四十四条 次に掲げる厚生労働大臣の権限に係る事務は、日本年金機構に行わせるものとする。

1 第四十九条第一項及び第二項の規定による標準報酬月額の改正

2 第五十七条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定による申請の受理及び処理並びに同条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定による届出の受理

3 第五十九条第一項及び第二項の規定による標準報酬月額の改定

4 第六十六条第一項の規定による申請の受理及び処理並びに同条第一項の規定による届出の受理

5 第五十五条第一項の規定による申請の受理及び処理並びに同条第一項の規定による届出の受理

6 第五十五条第一項の規定による申請の受理及び処理並びに同条第一項の規定による届出の受理

7 第五十五条第一項の規定による申請の受理及び処理並びに同条第一項の規定による届出の受理

8 第五十五条第一項の規定による申請の受理及び処理並びに同条第一項の規定による届出の受理

9 第五十五条第一項の規定による申請の受理及び処理並びに同条第一項の規定による届出の受理

10 第五十五条第一項の規定による申請の受理及び処理並びに同条第一項の規定による届出の受理

11 第五十五条第一項の規定による申請の受理及び処理並びに同条第一項の規定による届出の受理

12 第五十五条第一項の規定による申請の受理及び処理並びに同条第一項の規定による届出の受理

13 第五十五条第一項の規定による申請の受理及び処理並びに同条第一項の規定による届出の受理

14 第五十五条第一項の規定による申請の受理及び処理並びに同条第一項の規定による届出の受理

15 第五十五条第一項の規定による申請の受理及び処理並びに同条第一項の規定による届出の受理

16 第五十五条第一項の規定による申請の受理及び処理並びに同条第一項の規定による届出の受理

17 第五十五条第一項の規定による申請の受理及び処理並びに同条第一項の規定による届出の受理

18 第五十五条第一項の規定による申請の受理及び処理並びに同条第一項の規定による届出の受理

19 第五十五条第一項の規定による申請の受理及び処理並びに同条第一項の規定による届出の受理

20 第五十五条第一項の規定による申請の受理及び処理並びに同条第一項の規定による届出の受理

21 同法第十七条第一項に規定する

(平成二十二年法律第四十号)

とする。

(平成二十二年法律第四十号)

3 厚生年金保険法第二百条の四第三項、第四項、第六項及び第七項の規定は、第一項各号に掲げる厚生労働大臣の権限について準用する。この場合において、必要な技術的調整は、政令で定める。

4 第一条各号に掲げる厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

5 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

(適用)

第六十五条第一項、第五十七条、第五十九条、第六十六条、第八十一条、第八十四条、第九十四条、第五十五条及び第五十六条の規定は平成二十三年三月一日から、第五十条から第五十一条まで、第六十一条から第六十五まで、第六十七条から第七十一条まで、第七十三条から第七十七条まで、第八十一条、第八十六条、第八十八条、第九十条から第九十一条まで及び第一百三十三条の規定は同月十日から適用する。

2

前項の場合において、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第四十四条のうち障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害者保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律附則第七十三条を削る改正規定中「削除」とあるのは、「削り」附則第七十四条を附則第七十三条とし、附則第七十五条を附則第七十四条とし、附則第七十六条を附則第七十五条とする」とする。

改正する。ナニカ、レバ、アービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の一部を次のように

**附則第四十九条の次に次の二条を加える
(東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部改正)**

第四十九条の二 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律〔平成二十一年法律第四十号〕の一部を次のように改正する。

同条第二項中「第八條第二十五項」を「第一百五十五条の四十六第三項」に改め、同条第五項第一号中「第百十五条の四十五第三項」を「第一百十五条の四十六第三項」に改め、

百五十三条の四十五第一項を「第五百五十三条の四十六第一項」に改める。
〔総合整備区域法の一部改正〕

第十五条 総合特別区域法の一部を次のように改正する。

附則第1条を次のとおり改正する (印紙税法の一部改正)

第六条 印紙税法（昭和四十一年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

行改め。か。

附則第十九条を次のとおり改める
(独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部改正)

第九条 独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第二百四十七号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中第十七号を第十八号とし、第十四号から第十六号までを一号ずつ繰り下げ、

第十三号の次に次の二号を加える。

第十七條第二項中「第十五條第一項第十四号及び第十五号」を「第十五條第一項第十五号及び

第十六号に「同条第一項第十六号」を「同条第一項第十七号」に改める。

第十八条第一項第一号中「第十三号」を「第十四号」、同項第十六号を「同項第十七号」に改め、同項第一号中「同項第十六号」を「同項第十七号」に改め、同項第三号中「第十五条規

一項第十六号を「第十五条第一項第十七号」に改め、同項第四号中「第十五条第一項第十四号」を「第十五条第一項第十五号」、「同項第十八号」を「同项第十七号」に改め、同項第五号中「第

十五第一項第十五号」を「第十五条第一項第十六号」に、「同項第十六号」を「同項第十七号」

第二十一条第一項中「第十五号」を「第十六号」に改める。

明則第十四条の表第十八条第一項第一号の項中「第十二号」を「第十四号」に改め、同表第二十二条第一項の項中「第十五号」を「第十六号」に改める。

(調整規定) 第十六条 この法律の施行の日が総合特別区域法の施行の日以後である場合に付則第四条のうち

印紙税法別表第三の改正規定中「から第十四号」とあるのは「から第十五号」と、「第十四号並びに第十五号」とあるのは「第十二号、第十五号並びに第十六号」とし、附則第五条のうち次の表の上欄に掲げる独立行政法人中小企業基盤整備機構法の改正規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

官報

第十五条第一項の改正規定	第十七条第二項の改正規定	第十八条第一項第一号の改正規定	第十三条	第十四号
第十八条第一項第一号の改正規定	第十八条第一項第一号の改正規定	同項第十五号」を「同項第十六号」及び「同項第十七号」を「同項第十八号」及び「同項第十九号」を「同項第二十号」まで	第十三号	第十四号
第十八条第一項第三号の改正規定	第十八条第一項第三号の改正規定	同項第十五号」を「同項第十六号」及び「同項第十七号」を「同項第十八号」及び「同項第十九号」を「同項第二十号」まで	第十三号	第十四号
第十八条第一項第四号の改正規定	第十八条第一項第四号の改正規定	同項第十五号」を「同項第十六号」及び「同項第十七号」を「同項第十八号」及び「同項第十九号」を「同項第二十号」まで	第十三号	第十四号
第十八条第一項第五号の改正規定	第十八条第一項第五号の改正規定	同項第十五号」を「同項第十六号」及び「同項第十七号」を「同項第十八号」及び「同項第十九号」を「同項第二十号」まで	第十三号	第十四号
第二十二条第一項の改正規定	第二十二条第一項の改正規定	同項第十五号」を「同項第十六号」及び「同項第十七号」を「同項第十八号」及び「同項第十九号」を「同項第二十号」まで	第十三号	第十四号
附則第十四条の表第十八条第一項の項の改正規定	附則第十四条の表第十八条第一項の項の改正規定	同項第十五号」を「同項第十六号」及び「同項第十七号」を「同項第十八号」及び「同項第十九号」を「同項第二十号」まで	第十三号	第十四号
第一項の改正規定	第一項の改正規定	同項第十五号」を「同項第十六号」及び「同項第十七号」を「同項第十八号」及び「同項第十九号」を「同項第二十号」まで	第十三号	第十四号
前項の場合において、前条の規定は、適用しない。				

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十三年五月一日

内閣総理大臣 菅 直人

政令第二百二十一号

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令(抄)

内閣は、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第四十号)第三条第一項第一号、第四十六条第一項及び第一項第一号、第四十八条第三項及び第四項、第八十六条第三項、第八十八条第三項、第九十条第三項、第九十一条第三項、第九十二条第三項、第九十五条第三項、第九十六条第二号、第九十八条第一号、第一百三条第一項並びに第一百四条第三項並びに関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

(政令で定める水道事業に類する事業)

第一条 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(以下「法」という。)第三条第一項第一号の水道事業に類する事業として政令で定めるものは、一般の需要に応じて、給水人口が五十人以上百人以下である水道(水道法(昭和三十一年法律第二百七十七号)第三条第一項に規定する水道をいう。)により水を供給する事業とする。

(政令で定める医療機関及びその施設)

第二条 法第四十六条第一項第二号の政令で定める医療機関は、次の表の上欄に掲げるところとし、同条第一項の政令で定める施設は、同表の上欄に掲げる医療機関ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

医 療 機 関	施 設
(都道府県及び市町村以外の者が設置した社会福祉施設等の災害復旧に要する費用に係る国補助)	当該医療機関の有する施設のうち厚生労働大臣の定めるもの

第三条 法第四十八条第二項の規定による国補助は、都道府県又は地方自治法(昭和二十一年法律第六十七条)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下この条において「指定都市」という。)若しくは同法第二百五十二条の二十一第一項の中核市(以下この条において「中核市」という。)の区域(都道府県にあっては、当該都道府県の区域内にある指定都市の区域及び中核市の区域を除く。)次項において同じ。)内にある老人福祉法(昭和三十八年法律第二百三十二号)第五条の二第五項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う事業所、同法第十五条规定により設置された老人デイサービスセンター、老人短期入所施設及び老人介護支援センター、同条第五項の規定により設置された経営老人ホーム

2
びに介護保険法(平成九年法律第二百三十三条)、第七十九条第一項又は第八十三条第四項の規定により設置された地域包括支援センター(以下この項において「小規模多機能型居宅介護事業所等」という)、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)、第一十八条第三項の規定により設置された身体障害者社会参加支援施設(以下この項において「身体障害者社会参加支援施設」という)、障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)、第七十九条第一項又は第八十三条第四項の規定により都道府県及び市町村以外の者が設置した障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム若しくは障害者福祉サービス(同法第五条第五項に規定する施設)、同条第六項に規定する生活介護同条第七項に規定する児童デイサービス、同条第八項に規定する短期入所、同条第十項に規定する共同生活介護、同法第十三項に規定する自立訓練、同条第十四項に規定する就労移行支援、同条第五项に規定する就労継続支援又は同条第六項に規定する共同生活援助に限る)の事業の用に供する施設(以下この項において「障害者支援施設等」という)又は社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二条第一項第七号の授産施設(以下この項において「授産施設」という)、それぞれ次に掲げる要件に該当する場合に行うものとする。

一 当該区域における小規模多機能型居宅介護事業所等、身体障害者社会参加支援施設、障害者支援施設等又は授産施設の数に対する東日本大震災(法第二条第一項に規定する東日本大震災)による著しい被害を受けた小規模多機能型居宅介護事業所等、身体障害者社会参加支援施設(以下同じ)により著しい被害を受けた小規模多機能型居宅介護事業所等、被災身体障害者社会参加支援施設、障害者支援施設等又は授産施設(その復旧に要する費用の額が六十万円未満のものを除く)。次号において「被災小規模多機能型居宅介護事業所等、被災身体障害者社会参加支援施設、被災障害者支援施設等又は被災授産施設」という)の数の割合が十分の一以上であること。

二 当該区域における被災小規模多機能型居宅介護事業所等、被災身体障害者社会参加支援施設、被災障害者支援施設等又は被災授産施設の復旧に要する費用の一施設当たりの平均額が六十万円以上であること。

(船員保険の標準報酬月額の改定の特例) 第四条 法第五十九条第三項に規定する改定船員保険者であつて東日本大震災による被害を受けたことにより平成二十四年一月一十九日までの間に発した疾患又は負傷により死亡したものに係る船員保険施行令(昭和二十八年政令第二百四十四号)第一条第一項に規定する葬祭料付加金の支給を受ける者について同項の規定を適用する場合においては、同項第一号中「標準報酬月額」とあるのは「標準報酬月額と東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第四十号)第五十九条第一項の規定による改定前の標準報酬月額のいづれか高い標準報酬月額」と、同項第一号中「標準報酬月額」とあるのは「標準報酬月額と東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第四十号)第五十九条第一項の規定による改定前の標準報酬月額のいづれか高い標準報酬月額」とする。

雇用保険の延長給付の調整に関する特例

雇用保険の延長年数等の規定による法第八十一条第一項の規定による雇用保険の基本手当の支給を受ける受給資格者に係る雇用保険法施行令(昭和五十年政令第二十五号)第九条の規定の適用については、同条第一項中「法第二十八条第一項」とあるのは「東日本大震災に対応するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第四十号。以下この条において「震災特別法」という。)第八十二条第五項の規定により読み替えて適用する法第二十八条第一項」と「当該各号に定める日数」とあるのは「当該各号に定める日数」(震災特別法第二十二条第一項の規定による基本手当の支給にあつては、同条第三項に規定する日数)」と、同条第二項中「法第二十八条第一項」とあるのは「震災特別法第八十二条第五項の規定により読み替えて適用する法第二十八条第一項」と「同条第一項」とあるのは「震災特別法第八十二条第一項」とある。

〔待定企議予附〕

第九条 法第九十一条第三項の規定により介護保険法第六十二条の三第四項、第五項、第七項及び第九項の規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十九条 法第九十四条第一項又は第二項の規定により厚生年金保険の標準報酬月額を改定された厚生年金保険の被保険者が厚生年金基金（以下「基金」という）の加入員である場合にはにおいては、当該標準報酬月額を改定された月に係る当該加入員の標準給与（厚生年金保険法（昭和二十一年法律第一百五号）第二百一十九条第一項に規定する標準給与をいう。）の改定の方針については、厚生年金基金令（昭和四十一年政令第三百二十四号）第十八条の規定にかかわらず、法第九十四条の規定の例によることができる。

いう。(以下同じ)であるものに限る。)の事業主から申出があったときは、厚生年金保険法第百三十九条第一項及び第二項の規定にかかわらず、法第九十五条第一項の規定により厚生年金保険の保険料の額を免除された期間(次項において「保険料免除期間」という。)に納付すべき掛金(厚生年金保険法第百三十八条第一項に規定する掛金をいう。以下同じ)のうち、次の各号に掲げる掛金の区分に応じて、当該各号に定める額を免除することができる。(以下同じ)

一 当該厚生年金保険の適用事業所の事業主に使用される当該基金の加入員が厚生年金保険法第二百二十九条第二項に規定する加入員以外の加入員である場合における当該加入員に係る掛け金(次号に掲げるものを除く)当該加入員に係る免除保険料額(当該加入員の同法に規定する標準報酬月額及び標準賞与額にそれぞれ同法第八十一条の三第一項に規定する免除保険料率を乗じて得た額をいう)。

第百条の四第六項

第三項

、震災特別法第百四条第三項において準用する第三項

附 則

この政令は、法の施行の日から施行し、第四条及び第十一条の規定は平成二十三年三月一日から、第六条から第十条まで及び第十四条の規定は同月十一日から適用する。

厚生労働大臣 細川 律夫
内閣総理大臣 曾 直人

○厚生労働省令第五十七号
東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第百三十一号)の施行に伴い、並びに同法第八十一条第一項及び第二項、第八十二条第一項及び第二項並びに第百四条第四項及び第五項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する省令を次のように定める。

平成二十三年五月一日 厚生労働大臣 細川 律夫

(健康保険の保険料の免除の申請等)
第一条 法第五十七条第一項の規定による申請は、次に掲げる事項を記載した申請書に、同項第一項に該当することを明らかにすることができる書類を添付し、これを日本年金機構(以下「機構」という。又は健康保険組合に提出することによって行うものとする。

一 事業所の名称及び所在地
二 法第五十七条第一項第一号に該当するに至った年月

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する省令(抄)
(健康保険の標準報酬月額の改定に係る届出等)

第一条 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第百三十一号。以下「法」という。)第四十九条第一項及び第二項の規定による健康保険の標準報酬月額の改定に係る届出については、健康保険法施行規則(大正十五年内務省令第三十六号。以下「健保規則」という。)第一十六条の規定を準用する。

2 前項において準用する健保規則第一十六条の規定による届出を行う事業主は、提出すべき届書に東日本大震災(法第二条第一項に規定する東日本大震災をいう。以下同じ。)による被害を受けたことを明らかにすることができる書類を添付しなければならない。

3 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第九十九条第一項の規定により傷病手当金の支給を受けようとする者(東日本大震災による被害を受けたことにより傷病手当金の支給を受けようとする者に限る。)は、法第四十九条第四項の規定により読み替えられた健康保険法第九十九条第一項の規定が適用される場合においては、健保規則第八十四条第一項の申請書に、同条第二項、第五項及び第六項の規定により添付しなければならないこととされる書類のほか、東日本大震災による被害を受けたことにより疾病若しくは負傷又はこれによる疾病が発生したことを明らかにできる書類を添付しなければならない。

平成23年5月2日 月曜日

官報

- 一 前項の規定により特別障害者食費等減免給付費の支給を行わないこととした市町村は、次の各号に掲げる事項を書面により当該特別障害者等に通知し、受給者証の提出を求めるものとする。

二 特別障害者食費等減免給付費の支給を行わないこととした旨

三 受給者証の提出先及び提出期限

四 前項の被災支給決定障害者等の受給者証が既に市町村に提出されているときは、市町村は、同項の規定にかかわらず、同項の通知に同項第二号及び第三号に掲げる事項を記載することを要しない。

五 市町村は、第一項の特別障害者食費等減免給付費の支給を行なうこととした場合には、受給者証にその旨を記載し、これを返還するものとする。

(特別調整交付金の額の特例)

第二十九条 法第八十九条第二項の規定により補助を受けた市町村について介護保険の調整交付金の交付額の算定に關する省令(平成十二年厚生労働省令第二十ニ六号)第七条の規定を適用する場合においては、同条第一号中「の額」とあるのは「の額(当該措置について國の補助金があるときは、当該額から当該補助金で該市町村に係るもの額を控除した額)」と、同条第一号中「額(当該費用について國の補助金があるときは、当該額から当該補助金で該市町村に係るもの額を控除した額)」とする。

(法第九十条第一項の規定による支給の申請等)

第三十条 法第九十条第一項の規定による支給を受けようとする被災介護保険被保険者(同項に規定する被災介護保険被保険者をいう。以下この条において同じ。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。

一 被災介護保険被保険者に該当する旨

二 氏名、性別、生年月日及び住所

三 指定施設サービス等(介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十八条第一項に規定する指定施設サービス等をいう。)又は地盤密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(同法第八条第二十項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護をいう。)を受け

二十一項に規定する介護保険施設をいう。又は地域密着型介護老人福祉施設（同条第二十
二項）に規定する介護保険施設をいう。又は地域密着型介護老人福祉施設入所者
等又は地域密着型介護老人福祉施設入所者
生活介護を受けている介護保険施設（同条第
二十二項）に規定する介護保険施設をいう。又
は地域密着型介護老人福祉施設（同条第二十
二項）に規定する介護保険施設入所者、又は入院した年月日
人福祉施設に入所し、又は入院した年月日
五 介護保険法施行規則（平成二十一年厚生省令
第三十六号）第二十六条第一項の被保険者証
の番号

一 前項の申請書には、同項第一号及び第四号に
掲げる事項を記する書類並びに介護保険法施行
規則第八十三条の六第四項に規定する認定証
（同項の規定により交付を受けている場合に限
る）を添付しなければならない。ただし、市町
村は、これらにより明らかにすべき事実を公簿
等によって確認することができるときは、当該
書類を省略させることができる。

二 市町村は、第一項の申請に基づき、申請者が
被災介護保険被保険者であつて、特定介護サー
ビス（介護保険法第五十一条の三第三項に規定
する特定介護サービスをいう。以下同じ。）を受
け、又は受けていると認めたときは、その旨を記
載した認定証（以下この条において「認定証」と
いいう。）を、当該被災介護保険被保険者に有効
期間を定めて交付しなければならない。

三 認定証の交付を受けた被災介護保険被保険者
が、次のいずれかに該当するに至ったときは、
遅滞なく、認定証を市町村に返還しなければな
らない。

四 一 被災介護保険被保険者に該当しなくなつた
とき。

二 認定証の有効期限に至つたとき。

三 介護保険法施行規則第二十八条の規定は、認
定証の検証及び更新について準用する。

四 被災介護保険被保険者は、認定証を破り、消
し、又は失つたときは、直ちに、次に掲げる事
項を記載した申請書を市町村に提出して、その
再交付を受けなければならぬ。

五 一 氏名、性別、生年月日及び住所
二 再交付申請の理由
六 七 認定証を破り、又は汚した場合の前項の申請書
には、同項の申請書に、その認定証を添えな
ればならない。

被災介護保険被保険者は、特定介護サービスを受けようとするときは、特定介護保険施設等の規定による支給について準用する。
（介護保険法第五十一条の三第一項に規定する特定介護保険施設等をいふ。）に提示する被保険者証に、認定証を添えなければならない。
（法第九十九条第一項の規定による支給の申請等）

第三十二条 第三十条の規定は、法第九十九条第一項の規定による支給について準用する。
（法第九十九条第一項の規定による支給の申請等）

第三十三条 第三十条の規定は、法第九十九条第一項の規定による支給について準用する。この場合において、第三十条第一項中「被災介護保険被保険者」と同項に規定する被災介護保険被保険者という。以下この条において同じ。」とあるのは「介護保険法施行法（平成九年法律第二百四号）第十三条第三項に規定する要介護旧障害被保険者入所者であつて、法第九十九条第一項の規定による被害を受けたことにより介護サービスに必要な費用を負担することが困難であると認めたもの（以下この条において「被災介護保険被保険者」といふ。）と読み替えるものとする。

（厚生年金保険の標準報酬月額の改定に係る届出等）

第三十四条 厚生年金保険の適用事業者の事業主（厚生年金保険法（昭和二十九年法律第二百五十五号）第六条第一項第三号に規定する船舶所有者等）は、（以下単に「船舶所有者」という。）以下この条において同じ。は、その使用する厚生年金保険の被保険者が法第九十四条第一項又は第一項に該当するに至ったときは、速やかに、

第一項に該当するに至ったときは、速やかに、原生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号。以下「厚年規則」という。）第十九条第一項に規定する厚生年金保険被保険者に対する賃料を添付し、これを機構に提出しなければならない。

全国健康保険協会の管掌する健康保険の被保険者であることににより、第一条第一項において準用する健保規則第二十六條の規定によつて届書又は磁気ディスクを提出するときは、これに併記又は記録して行うものとする。

二 船舶所有者は、その使用する厚生年金保険の被保険者又は七十歳以上の使用される者が法第九十四条第一項又は第一項（これらの規定を含む。）に該当するに至つたときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書に、東日本大震災による被害を受けたことを明らかにすることができる書類を添付し、これを機構に提出しなければならない。この場合において、被保険者が同時に船員保険の被保険者であることにより、第六条の規定によって届書を提出するときは、これに併記して行うものとする。

一 被保険者又は七十歳以上の使用される者の氏名及び生年月日

二 基礎年金番号

三 船舶所有者に使用される厚生年金保険の被保険者が国民年金法等の一部を改正する法律第五条の規定による改正前の船員保険法第三十一条第一項第一号イからハまでに規定する漁船以外の漁船に乗り込む者であるかないかの区別

四 厚生年金保険の標準報酬月額又は標準報酬月額に相当する額の変更年月

五 変更前の厚生年金保険の標準報酬月額又は標準報酬月額に相当する額

六 厚生年金保険の標準報酬月額

七 船舶所有者の氏名及び住所（船舶所有者が法人であるときは、名称及び主要な事務所の所在地又は仮住所地とする。次条及び第三十五条において同じ。）

八 厚生年金保険の適用事業所の事業主は、その使用する七十歳以上の使用される者が法第九十四条第四項において読み替えて準用する同条第一項又は第二項に該当するに至つたときは、やがて、次の各号に掲げる事項を記載した届書正副二通に、東日本大震災による被害を受けたことを明らかにできる書類を添付せし、これを機構に提出することによって行うものとする。

あるのは「国民年金基金運合会が死」を支給事由とする一時金の支給に関する義務を負つて、中途脱退者又は解散基金加入員(以下この条において「中途脱退者等」という。)と「第二十二条第一項第三号」とあるのは「第六十三条において準用する第二十二条第一項第三号と「加入員又は加入員であった者」とあるのは「中途脱退者等」と読み替えるものとする。

(地方厚生局長等への権限の委任)

第四十四条 法第二百四条第四項の規定により、次の各号に掲げる厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が当該権限を自ら行うことを妨げない。

一 法第二百四条第三項において準用する厚生年金保険法第二百条の四第三項の規定による厚生労働大臣が法第二百四条第一項各号に掲げる権限の全部又は一部を自ら行うこととした場合における当該権限

二 法第二百四条第三項において準用する厚生年金保険法第二百条の四第四項の規定による公示法第二百四条第五項の規定により、前項各号に掲げる権限のうち地方厚生支局の管轄区域に係るものは地方厚生支局長に委任する。ただし、地方厚生局長が当該権限を自ら行うことを妨げない。

附 則
この省令は、公布の日から施行する。

政令第一百一十一条 東日本市の市町内閣は、東日本

東日本大震災に対処するための特別
町村を定める政令をここに公布する。

平成二十三年五月一日

第一条 東日本大震災に對処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（次条において「法」という。）第二条第一項の政令で定める市町村は、別表第一のとおりとする。
（特定被災区域）
第二条 法第二条第三項の災害救助法（昭和二十一年法律第二百八十八号）が適用された市町村のうち政令で定めるものは、別表第二のとおりとする。
二 法第二条第三項のこれに準ずる市町村として政令で定めるものは、別表第三のとおりとする。

この政令は、公布の日から施行する。

別表第一(第二条関係)

